

会議名 令和元年度茨城県入札監視委員会第3回定例会議

日時 令和2年2月7日（金）

13：00～15：57

場所 県庁11階

経営事項審査会場

（委員紹介，資料確認等は省略。）

○委員

では、今日は案件も多いようですので、早速議事に入らせていただきます。

まず1番目の議案のほうから入ります。

発注機関の×××のほうからご説明を。

○説明者

×××でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明をさせていただきます。

1件目の案件、×××で発注しました×××河川改修工事につきまして、審議事案説明書に基づきまして、ご説明申し上げます。

お手元の資料の1ページをごらん願います。

入札方式につきましては、総合評価方式による一般競争入札でございます。

工事名は、29国補×××号、×××河川改修工事でございます。

工事種別は土木一式工事でございます。

工事場所につきましては、資料の後ろのほうになります。27ページのほう、位置図になりますが、ごらんいただきたいと思えます。こちらのほうの赤い丸で囲った箇所になりますが、×××川×××地先でございます。本工事につきましては、平成23年3月の東日本大震災による津波被害を受けた×××川河口部の堤防につきまして、洪水、高潮、L1津波の三つの外力を防ぐために必要な高さまで堤防のかさ上げを行う工事でございます。

次のページ、28ページの平面図を、恐れ入ります、横向きにしてご覧いただきたいと思えます。

左側が下流部になりまして、右上上流部になりますが、こちらのほうに国道の6号がございます。赤く着色してございますのが、今回の×××左岸部の部分の工事箇所になってございます。

1ページにお戻りいただきまして、工事概要でございます。河川改修工事延長が157メートル、そのうち擁壁護岸工が延長113メートルとその基礎部となります。矢板護岸工が129枚、それと積みブロックと一体になりましたパラペット工が延長43メートル、そのほか堤脚水路工、延長141メートルでございます。工事起工概要書及び工事数量総括表は4ページから7ページに記載のとおりでございます。

1ページに戻りまして、次の入札参加資格でございますが、資格要件は5点ございます。まず1点目でございますが、設計金額が4,000万円以上のため、平成29、30年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付がSまたはA等級であること。

2点目が、茨城県内において、平成20年4月1日から平成30年3月31日までの10年間に竣

工した工事のうち、河川、海岸の護岸工事を元請として施工した実績があること。3点目、4点目といたしまして、現場への技術者の配置は、1級土木施工管理技士の資格を有する者、もしくはこれに準ずる者を主任技術者または監理技術者を専任で配置できること。5点目としまして、×××事務所、または×××事務所管内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があること。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由でございますが、本工事につきましては、×××川における津波・高潮対策を目的とした護岸築造工事であり、速やかな復興のため、効率的な施工管理や近隣住民等への配慮が求められる工事でありますことから、安全・工程・施工品質を確保するため、企業の実績や技術力など、価格以外の要素を含めて、落札者を決定する総合評価方式の一般競争入札として執行いたしました。この資格要件によります応札可能業者数は41者でございました。総合評価方式による評価項目及び評価基準につきましては、後ろのほうになります。17ページから18ページに記載のとおりでございます。

次に、入札の経緯及び結果でございます。8ページから16ページに入札公告を添付してございますが、平成30年7月18日に公告を行ったところ、7者から入札参加資格確認申請があり、参加資格を確認した結果、7者全て参加資格ありと確認されております。

2ページのほうをご覧ください。

同年8月22日に開札しました結果、参加資格の確認がされた7者が入札参加しまして、1者が入札を辞退いたしましたので、結果、6者による入札となっております。

入札結果につきましては、3ページをご覧ください。入札価格と価格以外の評価を総合的に評価し、評価値の一番高い者を落札者としてございます。その結果、評価値の第1位である×××と契約を行いました。

予定価格につきましては、3ページの中段より上に記載のとおり、税抜き1億3,720万円、これに対しまして、入札金額は、表の番号2の段になります。税抜き1億3,000万円、落札率にしまして94.8%、評価点が111.8点、これを総合的に評価した評価値が8.6となっております。なお、各評価内容につきましては、後ろのほうになります。20ページに記載のとおりでございます。

次に、21ページをご覧ください。

契約変更の内容についてご説明いたします。

本工事につきましては、津波・高潮対策として矢板と擁壁による護岸及び堤防のかさ上げと積みブロックとパラペットによる護岸及び堤防のかさ上げを目的としてございます。そのうち、積みブロックとパラペットによる護岸の基礎部の施工に当たりまして、背後地盤が軟弱で切り土面が自立できず、背後地の民地にまで影響が出る懸念が生じたことから、H鋼による土留、延長46メートルを追加で設置しまして、税込みで371万5,200円の増額変更を行ったものでございます。変更に係る平面図と断面図を22ページ、23ページ、また工事中の写真を24ページ、25ページに添付させていただいております。22ページの平面図、こちら横向きにしてご覧いただきたいと思っております。22ページの図の緑文字で2N0.25、2N0.26の記載位置が左上になりますが、川側になります。右下が宅地側になりまして、赤実線で示しておりますのが、積みブロックとパラペットによる堤防などの設置位置、緑の網かけ部分が積みブロックの基礎の部分の施工するための掘削箇所でございます。このうち緑の網かけの民地側に小さな四角を3カ所ほど示してございますが、今回、変更追加し

ましたH鋼土留のH鋼設置箇所になってございます。

次に、23ページの断面図になります。こちらも横向きにご覧いただきたいと思えます。上の断面図2N0.25の断面図になります。下流側の施工断面になりまして、左側が宅地側、右が川側になりまして、中ほどの斜めの黒実線の部分が既設の護岸でございます。工事につきましては、赤実線の積みブロックと上部のパラペットによる護岸及び堤防の施工となりますが、当初想定していましたが、地盤が軟弱なことから、左側の緑実線のH鋼土留を設置し、安全を確保した上で、既設護岸の取り壊しと新たな積みブロックの基礎を施工することとしたものでございます。下の2N0.26の断面図につきましては、NO.25よりも20メートル上流の施工断面になってございますが、先ほどの断面図よりも新たな護岸の設置位置と民地との距離が近いことから、既設護岸の天端付近に緑実線のH鋼土どめを設置し、新たな積みブロックを施工することとしたものでございます。

24ページの写真をご覧願います。

下の2枚が掘削により、既存の堤防天端にクラックが生じた状況でございます。

25ページがH鋼土留の施工状況の写真になってございます。手前側に見えます鉄板がございまして、こちらは請負業者による企業努力による施工になってございまして、向こう側のH鋼が見えますほうが、今回、変更追加したものでございます。

次に、26ページをご覧願います。

工事成績評定結果でございます。評定点は下段5に記載の80.3点でございます。

最後に、工事の前後の写真でございます。29ページが着工前、30ページが堤防かさ上げ工事後の完成写真になります。

30ページのほうをご覧願います。

上の写真につきましては、積みブロックとパラペットによる堤防部分の区間で、真ん中の写真につきましては、堤防天端の写真、舗装した堤防の管理用通路と右側のほうに、堤脚水路がございまして、下の写真の手前側につきましては、矢板と擁壁による堤防部分の区間、奥のほうが先ほどの一番上の積みブロックとパラペットの堤防の区間となっております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○委員

何点かあるのですが、上流に向かって左岸ということですか、左岸工事ということで、これは川の流れて、こちら側は被害が大きくなるだろうと予想されることからスタートしたということ。いずれは右岸とか。上流に行くとか、何かその後の計画というのはございますでしょうか。

○説明者

今回の一番最後のほうになってございまして、右岸側、この図面の上側になりますけれども、こちらの右岸側は、もう施工が完了してございまして。

○委員

そうですか。ちょっと同じ対岸の写真で見ると、そのようにちょっと見えなかったもの
です。完成後。

○説明者

この工事箇所は、右岸のほうが、もともと堤防が高くて、今現在、洪水に対しての許容
の高さというのが確保できていますので、左岸の低いほうの工事をやったという状況です。

○委員

わかりました。そういうことであれば、では、今回の工事が一番最終地点ということ
ですか。

○説明者

今回のものでおしまいということ。必要な部分については。

○委員

それで、一応双方とも確保、行かないようにやってきているというような、そういう解
釈でよろしいわけですね。わかりました。

あと、後から矢板を追加して、軟弱地盤によって、土留を追加せざるを得なかったとい
うことで、ご説明、変更契約の内容の公表ということを書いてあるのですが、これ
軟弱地盤ということは、計画されていた擁壁、そもそもの擁壁、軟弱地盤があるかないか
というのは、これ、結局、工事に当たっている正確な数値を出してみたら、軟弱地盤だ
ったという話だと思うのですが、そうなってくると、そのときに計画された擁壁の構
造体というのは、その軟弱地盤でも十分耐え得るだけのものが確保できるということの解
釈でよろしいですか。

○説明者

軟弱地盤、地盤ちょっと軟弱と書いてしまっていますが、地盤が想定していたよ
りちょっと弱かったということで、積みブロックとか矢板基礎の施工、設計上の耐力は持
っていますけれども、掘削するときにもたなかったということで、

○委員

施工に当たりということですね。

○説明者

沖積でも、どろどろみたいなそういう地盤ではありません。地盤が弱くて、掘削したと
きに、クラックが発生して、崩れそうだということで。

○委員

わかりました。あともう1点、写真で説明いただいて、手前は企業努力で何か鉄板がと
おっしゃっていたのは、この写真の真ん中あたりとか、下に出ている。

○説明者

25ページをご覧ください。

○委員

25ページのこの辺のことでしょうか。

○説明者

一番下の写真の手前に鉄板が見えますけれども、こちら側が企業努力のものでございま
す。

○委員

こちらは、業者の方が自前のものとか、例えばですけれどもね、そういった類いのことを活用されて、ものに関しては、金額に入らなくてよかったというような解釈ですか。

○説明者

ちょっと写真でわかりにくいのですけれども、23ページの断面図をご覧いただきたいのですが、H鋼、緑実線のH鋼が2カ所計画されていまして、今変更追加で見たものについては左側の片側だけになっていまして、川の中に入れていっているものが、これ企業努力によるものでございまして、仮設道路を川側に設置しまして、そちらから掘削機械を入れてございまして。設計としましては、こちらのH鋼土留をやらなくても、こちらについては、掘削による影響が及ばないということで、設計者として判断してございましては、企業側としましては、より安全のために、こちらの矢板部分もやったということで施工してございまして。

○委員

わかりました。ではその部分に変更契約の中には含まれていないということですね。

○説明者

はい。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

もう1点、20ページの総合評価方式の評価調書の件なのですけれども、優良工事の受賞がゼロということで、ただ、災害時の地域の貢献の実績というのが3.0と、これ数字的に結構上の方の数字になっているということで、あくまでも総合評価方式ですので、総合点に関する評価という感じだとは思いますが、特別その辺を考慮したとか、そういうことではないのですか。災害時に貢献があったとか、そういうことではないということですか。

○説明者

評価点につきましては、この上の評価項目と配点をもって整理してございまして、今回の受注者が特に災害に貢献したから、優先的にということではございましては。

○委員

選んだというわけではない。あくまでも点数で。総合的な点数で。

○説明者

標準的な配点の仕方のものでございましては。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○委員

ほかにございましては、このくらいということにいたしましては。

○説明者

×××と申しましては。よろしくお願ひいたしましては。

資料番号2の×××事務所で発注した×××林道整備事業×××線開設工事について、座って説明させていただきます。

○委員

では、2番目の議案につきまして、ご説明のほう、よろしくお願ひいたしましては。

○説明者

まず、×××林道整備事業概要について、説明いたします。お手元の資料のクリップどめのもの、×××林道整備事業概要図をご覧ください。×××林道は、×××地域の×××、×××、×××に幹線となる林道を一体的に整備することにより、森林・林業の活性化と集落間を林道で結ぶなど、生活環境基盤の充実を図ることを目的としまして、県営で整備している事業でございます。整備している路線は、未着工路線も含めて9路線、全体としては、平成7年から整備しているものでございます。このグリーンライン林道の一つである×××線は、概要図の右下、×××地区に位置しておりますが、資料のほうは17ページ、位置図をお開き願います。小さくて申し訳ありませんが、×××線は、左上の×××の持方集落で林道の×××線と接続し、×××集落を結び、さらに南下しまして、図面右下の×××の北側、×××線に接続する全延長1万480メートルの林道でございます。右下の赤い部分が、今回の工事区間、緑色が施工済みの区間、水色が未施工の区間となっております。

では、1ページにお戻りいただきまして、審議事案説明書に沿って入札の状況についてご説明いたします。

入札方式は一般競争入札でございます。

工事名は、平成30年度第1号、×××林道整備事業×××線開設工事です。

工事種別は、土木一式工事でございます。

工事場所は×××地内、先ほどの説明のとおりでございます。

次の工事概要ですが、開設延長が58.3メートル、舗装延長が213メートルでございます。開設にかかります土工のうち、切土が5,544立方メートル、盛り土が65立方メートル、残土処理が4,450立方メートルでございます。また、切り土のり面をモルタル吹き付けで覆うのり面保護工が2,277平方メートル、路側に設置する擁壁工が128.7立方メートル、舗装工が1,670.4平方メートルなどとなっております。

資料の18ページをお開き願います。こちら小さくて申し訳ありませんが、工事の横長の平面図でございます。横向きでご覧願います。

右側の道路の部分に赤で着色してある部分が舗装工の部分、中央の着色がのり面保護工モルタル吹き付けの部分、左側の着色が開設区間で、土工擁壁工などを行った部分でございます。平面図の中に、①から④がありますが、20ページの写真①、②がモルタルの吹き付け状況、次の21ページの③が今回の工事の終点付近、④が道路路側の擁壁の設置状況でございます。

また、19ページにお戻り願います。

開設工事についてご説明いたします。

参考に横断図を添付しましたが、このように、道形もない急な斜面、傾斜45度前後ございますが、今回は硬い岩盤で切り崩して道をつくっておりますが、現道などを直す改良工事と区別して開設工事として工事を行っております。

それでは、また1ページにお戻りいただきまして、6段目の入札参加資格でございます。一つ目の要件、今回の工事は、予定価格が税込み7,965万円で、4,000万円以上の工事ですので、平成29年、30年の入札参加資格者名簿に記載された土木一式工事のうち格付がS等級またはA等級であること。二つ目の地域要件といたしまして、現場が常陸太田市、××

×、×××の境付近であり、現場管理などを考慮しまして、×××、×××に主たる営業所があること。三つ目の要件として、土工やのり面工など、県が発注した同種工事、林道工事または類似工事、道路工事の実績が、過去10年以内に元請として実績があること。四つ目の要件として、1級土木施工管理技士の資格を有するなど、主任技術者または監理技術者を専任で配置できることとしております。

次の段、入札参加資格設定の経緯及び理由としましては、急峻な地形で、硬い岩盤を掘削するなど、施工技術と安全管理・品質管理が重要な工事であり、上記の入札参加資格要件を重視して設定しましたところ、応札可能な業者数は34者となりました。

入札参加資格確認申請者数は5者ありまして、確認の結果、全者が上記の要件を満たしております。

入札結果がございますが、資料の2ページ、中段の表をご覧ください。

入札には、5者参加しまして、1月24日に開札し、×××が税抜き7,200万円で落札いたしました。

1ページにお戻りください。

下から3段目、契約金額が税込み7,776万円でございます。

一番下の入札の経緯及び結果の欄、予定価格が税抜き7,375万円、入札価格が7,200万円でしたので、落札率は97.6%。1月24日に契約しております。工期は、当初1月25日から3月28日までとしましたが、先ほどもご説明したように急峻で想定以上に硬い岩盤であること、豪雨や台風などにより、工事が中断したことなどにより進捗がおくれまして、現在も工事を行っている状況でございます。

続きまして、資料3ページ目が工事の起工概要書、4ページから5ページが本工事内訳書、6ページから15ページが入札公告の内容となっております。

また、16ページが、契約後の契約内容の公表でございます。なお、ご説明しましたように、工事がまだ完成していないため、完成検査に伴う工事評価は行われておりません。

私からの説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○委員

まだ工事中ということですが、最後の終了予定はいつごろですか。

○説明者

終了は、今月末、2月28日ということで今進めております。

○委員

それに伴って、追加の工事とか、これ以上の費用がかかるということは想定されていませんか。

○説明者

岩盤の掘削はもう終了しておりまして、あとは残りの舗装部分だけなので、順調に。

○委員

では、契約金額内で収まるということですか。

○説明者

契約金額は、今、精査中なので、金額は少し前後するかもしれません。

○委員

入札の内容とちょっと関係なくて申し訳ないのですが、これ未施工部分、結構まだ残っていらっしゃるようなのですけれども、ブルーの部分ですよね。これは全部通って初めて林道として活用できるという形ですよね、きっと。

○説明者

そうですね。下の県道から上がるのは、確かにそうですけれども、小さくて見えないのですけれども、旧道もありまして、使っている部分も今あるところです。

○委員

途中で何か細い道はつながって。では、多少なりともそういう意味では活用できている。

○説明者

今は、活用している部分があります。

○委員

水色の部分の中で。ちなみになのですが、未施工部分とかは、全部完成するのはいつごろになるのですか。

○説明者

今のところ、令和5年度を見込んでおります。

○委員

では、そんなに遠い先ではないのですね。わかりました。

今、林道も大切な作業ですので、ぜひ早く通していただきたいなと思ひまして。済みません、余計なことで申し訳ございません。

○委員

ほかに。

○委員

今の質問に関連するのですけれども、施工済みのところ、かなり長い距離になっておりますが、もともと着工したのは、いつごろからの計画になるのですか。

○説明者

×××が平成11年度です。

○委員

今回の距離が58.3メートルということなのですけれども、感覚的なものですが、すごく短いような感じがするのですけれども。

○説明者

そうですね。先ほども申し上げましたように、急で岩盤が硬いものですから、このぐらいの金額で58メートルというような形になっております。

○委員

今まで施工済みのところも、大体こんな感じの距離？

○説明者

施工済みのところについては、現道を改良拡幅したところもありましたので、延長が伸びたところもあるのですけれども、今回は、先ほど説明しましたように、全くの何もなしのところなので、延長がなかなか伸びないというような状況なのですけれども。

○委員

ありがとうございます。

○委員

これ完成しますと、一応2車線というか、中央線が入るぐらいの、

○説明者

7メートルで開設、今回の部分は7メートルで開設しているのですけれども、そういうところは2車線ということなのですから。

○委員

全部が全部ではない。

○説明者

一部は5メートルの幅員のところがあるので。

○委員

では、すれ違うのはちょっと、なかなか厳しいところではありますね。わかりました。ありがとうございます。

○委員

ほかに。ほかになければ、ではこの件もこのぐらいということで。どうもご説明ありがとうございました。

○説明者

続きまして、資料ナンバー3でございます。私は、×××でございます。こちらは×××でございます。こちらが×××でございます。よろしくお願いたします。着座にて失礼いたします。

○委員

どうぞ。では、改めまして、3番目の議案につきまして、×××、ご説明のほう、よろしくお願いたします。

○説明者

それでは、3件目の審議事案でございます。

×××関連仮送水管布設工事につきまして説明いたします。

まず資料ナンバー3の18ページをお願いいたします。

18ページ、位置図であります。当該事案工事の位置は、中ほどにある赤丸印の箇所でございます。現在、国土交通省で進められている×××線、以降勝手ながら、名称のほう、×××と呼ばせていただきます。×××は破線で表記されております。

次のページ、19ページの平面図をご覧ください。

当該工事は、私どもが管理しております水道送水管が埋設されている×××市道と×××が交差する場所であり、×××の工事で支障となることから、市道に埋設してあります水道送水管の切り回し移設を行ったものでございます。青色の破線がもともとあった、私どもの送水管です。それを赤で切り回すということになります。この事案と同様な箇所が、ほかに4カ所あり、×××の事業主体であります国土交通省の出先機関であります×××事務所や関係道路管理者と調整しながら、送水管の移設を現在行っているところでございます。なお、これらの工事の費用につきましては、原因者であります×××事務所が負担することとなっております。

では、工事の内容につきまして、説明させていただきます。

1 ページにお戻りください。1 ページの審議事案説明書でございます。

発注機関名は、×××事務所。

入札方式は一般競争入札でございます。

工事名は、×××号、×××関連仮送水管布設工事です。

工事種別は水道工事です。

工事の場所は、×××地内です。

工事の概要でございます。×××・仮送水管布設工事、D I P、K形、φ350ミリ、内訳といたしまして、土工延長L=91.3メートル、管心長L=92.62メートル、不断水工N=4カ所の工事でございます。

入札参加資格及び設定の経緯についてでございますが、格付ごとの適正な競争環境の確保と地域の中核業者の育成を図るため、施工箇所である×××及び×××、×××に主たる営業所（本店）がある格付A等級の業者による一般競争入札といたしました。応札可能業者数は30者で、入札参加申請者は5者でございます。契約金額は税込みで3,834万円でございます。

入札参加者は、1者辞退がありまして、4者となり、×××に本社がございます×××が落札しております。

なお、落札率は97.2%でございます。

次のページ以降の資料としましては、2ページでございますが、入札結果等です。3ページに、工事概要書、4ページに、工事数量総括（内訳）表、6ページから14ページまでは、入札公告でございます。

続きまして、15ページに、契約内容の公表、16ページに、変更契約内容の公表でございます。

変更の理由といたしましては、再度19ページの平面図をご覧ください。

工事箇所の市道には、緑色の破線で示しておりますが、×××の水道管も埋設しており、当初、我がほうの工事で、市の水道管をとめて送水管の切り回しを施工する予定でしたが、工事発注後の協議の結果、市が先行して施工することとなったため、我がほうの工事で計上していた止水材等の管材が減じたこと、また、迂回路と現道との間にくぼ地が生じたため、発生残土をその場に敷き均したことによる発生土の運搬費が減額になり、総じて減額変更したものでございます。

17ページの工事成績評定結果は、78.1点でございます。

20ページに、完成写真を添付してございます。

以上で審議案件の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員

では、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

○委員

工事のことについて、基本的なことを伺いたいのですけれども、19ページの図でいいますと、もともとこの水色といいますか、青いものだったものをこの足みたいなものをつかったので、バイパスする形で赤いものをつかったというお話でいいわけですね。そうす

ると、この足はずっとあるわけですね、今後。これはどくのですか。

○説明者

これは、市道が水色のもともとのところがあって、ここは東関道が分断する形になります。東関道で、市道を分断するため、今度は市道を橋に架け替えるための、橋台になりますので、またもとの位置に。

○委員

なるほど。だから、仮送という言い方をしている。

○説明者

そうです。一旦仮に切り回して、最後はまた橋に添架すると。

○委員

わかりました。ありがとうございます。また、この青い位置に戻るとのことなのですね。

○説明者

そうです。

○委員

わかりました。

○委員

そうすると、戻すのも同じぐらいお金をかけて戻すということになりますか。まだわからないでしょうけれども。

○説明者

そうですね。

○委員

1回ずらして、もう一度戻すと。これこのままにしておくというのは、まずいのですか。

○説明者

ここもずっと道路ができて。

○説明者

高速道路になってしまいます。

○委員

新たになる。

○説明者

橋に変わります。

○委員

ちょっと聞いていいですか。これ高速道路自体は、こういうふうに、湾曲して、違うか、市道の上を。

○説明者

上というよりも、下というのですか、地盤を掘り込んで、下のほうに高速道路が来ますので、掘り込みが出ますので、そのため現行の市道が橋になる。

○委員

この下に掘り込んでいくのですか。

○説明者

そうです。

○委員

現行の市道が橋になるということは、その橋のところに水道が、

○説明者

そうです。水道管が。

○委員

なるほど。掘り込んでいくから、橋脚が必要であって、水道管の。一時移設が、必要になったって。そういうお話なのですね。

○説明者

はい。

○委員

工事の概要がちょっとわかりにくくて。済みません。

この変更契約の内容の中は、減額なのですけれども、地盤工の設計G Lの変更になったということですよ。

○説明者

迂回道路とか、市の水道管の工事とかありましたので、私どもが入るときには、多少地盤というか高さが設計と変わっていましたので、それによって、くぼ地といいますか、できて、そこに発生した土砂を敷きならしたという形で、土砂の運搬が、

○委員

減って。

○説明者

運搬費が削減されたと。

○委員

それで、余分な持っていったりとか何かというそういうものが減ったのでという意味。それでの減額。

○説明者

そうです。

○委員

そういう意味なのですか。わかりました。

○委員

ほかには。ほかになければ、この案件の審議はこのぐらいということで、説明ありがとうございました。

○説明者

×××と申します。どうぞよろしく願いいたします。失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

○委員

では、4番目の議案につきまして、×××のほうからご説明お願いいたします。

○説明者

お手元の資料の審議事案、4番の案件について説明させていただきます。

まず1ページ目の審議事案説明書をお開きいただきたいと思います。

発注機関は、×××でございます。

入札方式でございますが、予定価格が1,000万円未満でございますので、指名競争入札で実施をしたものでございます。

工事名は、30県単×××号、30県単×××号合併道路除草工事でございます。

工事種別は、土木一式工事でございます。

工事場所は、主要地方道×××線外、×××外でございます。

位置図でございますが、8ページをお開きください。ここで赤で示してございますのは、本工事の主要地方道×××線、ちょうど中央南北に一番長い路線でございますが、それを代表路線といたしまして、×××東部に位置します×××及び×××の一部をメインに、7路線で、下期の道路除草工事を実施したものでございます。

1ページにお戻り願います。

次に、工事概要でございますが、除草面積が3万3,100平方メートルでございます。工期につきましては、平成30年9月から平成30年12月までの80日間の予定で発注したものです。

次に、対象となっております工事の状況でございますが、8ページと9ページをご覧ください。

8ページの下のところ、工事の標準横断図を示してございまして、当初設計において、路肩から70センチメートルの幅を基本に、除草範囲を設計しております。また、構造物周辺からの草の繁茂や歩車道境界ブロックには、土砂等が堆積し、草が繁茂してしまう区間もございます。さらには、道路のり面全体の除草要望に対応するため、図面上には、除草の表記並びに着色しているところが、基本的に変更で対応しているものでございます。

9ページは、代表としました主要地方道×××線における着工前と着工後の写真の比較でございます。

1ページにお戻り願います。

次に、指名業者数でございます。指名競争入札制度に基づく業者数は12者となっております。

次に、指名業者選定の経緯及び理由でございます。当工事は、雑草の繁茂による道路の交通障害や景観阻害を防止するための除草工事であり、実施に当たりましては、適切な時期に、迅速な施工が求められることから、対象路線の地形や繁茂状況を早急に調査し、施工に反映することが必要になってまいりますことから、地域の精通度や過去の工事实績が重要となります。このため対象路線でございます×××でも、×××及び×××の土木一式工事の格付がB等級及びC等級のうち、これまでの工事实績等を考慮しながら、信頼性が認められる業者のうちから12者を選定しております。

次に、契約金額でございますが、税込みで878万400円でございます。

次に、入札の経緯及び結果でございます。入札参加者は2者が辞退したため、10者でございます。

落札者は、×××。

予定価格は税抜きで856万円。最低制限価格は税抜き745万円。入札金額は税抜き813万円。落札率は95%でございました。

入札結果については、2ページをご覧ください。

3ページは、工事起工概要書で、4ページが工事数量総括表、5ページは指名業者選定

理由書、6ページは契約内容、7ページは変更契約内容でございます。

変更の理由につきましては、当該工事を受注者が施工するに当たり、歩車道境界ブロックの草の繁茂が著しく、道路利用者及び交通に支障が生じることが判明したため、除草面積を追加、また、歩行者及び走行車両への安全確保のため、飛び石防護対策の追加などの変更を行ったものであります。

以上、簡単ではございますが、審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員

では、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、委員の皆様、よろしく申し上げます。

○委員

一つ確認させていただきたいのですけれども、除草工事の位置図の8ページのところで、これ赤い線全部ですか。

○説明者

この赤い着色したところが対象路線で、44キロほどございます。そのうち、除草をやったのは、このうち24キロほどの路線です。

○委員

では、これ全部ではないのですね。この赤で示された、これの中のどこか。

○説明者

この中で、飛び飛びに生えているところがこの中で刈っているものですから、約半分ほどの部分です。

○委員

要するに、繁茂しているところを重要と。

○説明者

町なかとは余り生えないので。

○委員

なるほど。それで、この路線の中の飛び飛びでの施工という、そういう範囲なのですね。ありがとうございます。

○委員

変更工事の話で、30%増になっているということで、この写真でそれを説明していただきたいのですけれども、どういうことなのかというのがちょっとわからないので。歩行者及び走行車両の安全確保、飛び石防護に変更するという事で、上のほうの草が、このところが意外と多かったという話になるわけですね。ここの縁石部分が、茂っていたので、ここも取らなければいけないということがわかって、それで、飛び石防護ありに変更するという事で、その車から飛び石が飛んでくるという感じなのですか。

○説明者

そうですね。

○委員

それを保護するために、保護するためのものは、もう取っちゃったってことなのでしょうけれども、草を取る人を保護するということなのですか。

○説明者

作業としましては、肩かけ式の草刈り機でやっております、車のほうに、大板といいますか、板を刈っているほうから車道の車のほうに飛ばないように立てて、それで防護しながら作業を進めています。

○委員

なるほど。こっち（作業側）からこっち（道路側）に飛ぶのを防御するというような。

○説明者

そうです。そちらを刈っているものですから、

○委員

刈っているほうから車両に対しての飛び石を防ぐ意味ですよ。

○説明者

そうです。毎年1件か2件、ガラスを割ってしまうとか、ありますので。

○委員

そうすると、工事をしているときは、歩行者もここを歩くという意味ですか。歩行者及びと書いてあるので。

○説明者

歩行者につきましては、作業を一旦中止させて、利用者を優先させて通行した後にも作業を再開するという形で、現場のほうは対応させていただいております。

○委員

わかりました。ちょっとわからない、まあ、いいや。飛び石防護というのは、歩行者も保護するためのものなのですか。

○説明者

はい。

○委員

そうなのですか。ありがとうございます。

○委員

では一つ、それに関連していいですか。何回も申しわけないのですがけれども、縁石部の草の繁茂ということは、実際やってみないと、現実的には、ここももっと多かったということだと思えるのです。縁石のところというのは、刈るのが大変なのだと思うので、それはそれでわかるのですがけれども、車両のほうの安全とか、歩行者の安全もそうなのですが、保護するのでも飛び石防護ありとは、一般的にはちょっとイメージがあるものから、これ変更契約ではなくて、当初からそういったものを考慮した契約金額の設定というのはできなかったのかなというのがちょっと気になったのですが。

○説明者

それにつきましては、肩かけ式自体で、条件を設定できるのです。肩かけ式の飛び石防護ありとなしという条件が二つありまして、その対象の防護ありの対象路線となっている区間も中にはございまして、今回は交通量もあるところで、防護対策なしで当初は設計している区間もございましたので、そこを条件変更させていただいて、飛び石防護ありという形で作業させていただきました。

○委員

通行量の問題とか何かが、現実的にはこの防護があったほうがいいだろうと判断されて、それが追加になってしまったという、そういうお話ですか。

○説明者

あと、事故等もありますので。

○委員

そうですね。それはちょっと気をつけないといけない。

○説明者

そういった防護もある程度必要という判断をしまして。

○委員

わかりました。ありがとうございました。

○委員

ちょっとどうしても、その縁石部の草というのは、最初からわかるんじゃないのという気もしなくもないのですけれども、それは余り言わないように。

○説明者

どうしても年によって、またまちまちなので。

○委員

全部歩かないとわからないですよ。多分何十キロという距離を。それはなかなか難しいかもしれないですね。確かに。

○委員

ほかには。

○委員

今さらの質問で恐縮なのですが、5ページの指名業者選定理由書のところなのですが、今回の12業者というのは、本店所在地が×××で、そのほか信用度と地理的条件と技術者の状況と、この三つの要件を満たす者を選ばれているということなのだと思うのですが、このB等級、C等級の業者の中で、この条件を満たす者は、全部ここに含まれているということによろしいのですか。それとも、この条件を満たすのが、例えば、16者あったのだけれども、そのうちの12者を選んだということなのか、その点はどのようなのですか。

○説明者

今回、除草範囲の区域が×××と×××がございまして、そちらBのランクの業者が9者ほどございます。また、×××のほうもCランクも9者ございまして、全部で18者が今回のこのエントリーの中に入ってくるのですけれども、その中から、過去に指名した業者とか、応札状況、そちらを加味した上で、最小限のその12者を選定しております。なので、前回に辞退してしまった業者などもありますので、そういった方は今回は、この指名から外させてもらうとか、そういった形で、この全体は18者いたのですけれども、最終的にその今までの状況を加味した上で、最終的には12者をBとCで選んでいます。

○委員

その今までの状況とか、応札状況とか、そういったところは、こういうところにはあらわれてこないですよね。

○説明者

ここにあらわれてはこないです。その過去の指名の状況とかというのは、この手持ち資

料がございますので、そちら過去のデータを確認しながら選定しています。

○委員

それは、ある程度機械的に判断されるものなのですか、それとも、忖度というところとちょっと言い方悪いですが、結構裁量が働いて、数を減少させるものなのか、そういう点はどうなのですか。

○説明者

18者、事務所の入札委員会で、この場合は、やはり18者の対象となる者は出して、その中でもやはり前回、上期と下期、入札とかやっていますが、そのとき辞退してしまった業者さんとかは、ちょっと前の入札ときに不誠実なというようなことで、そういう業者を外させていただいたりとか、また優先的に入れるのは今までちゃんと実績としてやってくれたというような実績がある業者は、そういう視点で12者に絞り込ませていただいています。また、そういうところがちょっと主なところですよ。

○委員

わかりました。

○委員

ほかには、では、今まで出ましたご質問とか、ご意見とかを参考にして、今後も進めていただきたいと思います。

○説明者

どうもありがとうございました。

○説明者

×××でございます。よろしくお願いいたします。

○委員

それでは、5番目の議案につきまして、ご説明のほう。

○説明者

5番の審議事案でございます。

×××港区海岸駐車場舗装工事につきましてご説明を申し上げます。

まず施工場所でございます。資料の8ページをご覧くださいと思います。×××港区の西側に位置するマリーナ地区にあります×××敷地内でございます。この場所は、公共マリーナとして、平成4年に供用開始以来、東京都心からも近いことがありまして、県内外の多くの利用者がボートやヨットを保管してございます。現在では、陸域と水域合わせて116隻が保管されております。また、本マリーナでは、茨城ビルフィッシュトーナメントやヨットレース、また、ヨット体験クルーズ等のイベントを行っておりまして、海洋レクリエーション基地として地域振興や活性化の拠点となっております。

次に、工事の内容でございますが、まず11ページの写真をご覧くださいと思います。

工事着工前が上の写真でございますが、砕石敷きのマリーナの仮設駐車場であったところをアスファルトの舗装のマリーナ業者用の駐車場とするため、港湾管理事業として舗装工事を行ったものでございます。

1ページに戻っていただきまして、審議事案の説明書でございます。

入札方式は随時契約でございます。

工事名は30県単×××号、駐車場舗装工事でございます。

工事種別は土木一式工事でございます。

工事の場所は、×××港区海岸×××地区でございます。

工事の概要は、表層工1,150平方メートル、照明設備2基、車どめブロック56個、区画線1式となります。

ここでまたお手数ですが、9ページの平面図をご覧ください。

施工場所の平面図でございますが、灰色に染められているところが先行して発注しているマリーナ地区陸開・防潮堤整備工事の施工区域でございます。その施工区域の中にあるピンク色のところが、本工事の区域でございます。本工事は、施工中の工事と、施工順序や施工ヤード等を調整しながら、一体的な工事として、照明設備の整備やアスファルト舗装、車どめの設置等を行ったものでございます。

1ページに戻っていただきたいと思えます。

随意契約の理由でございます。本工事は、現在施工中のマリーナ地区陸開・防潮堤整備工事に関連した駐車場の舗装工事です。マリーナ地区陸開・防潮堤整備工事において、臨港道路沿いにある国有地部は、碎石敷きの仮設駐車場であったことから、防潮堤整備後も原形復旧で、碎石敷きでの施工を計画しておりましたが、マリーナ利用者の増加等に伴い、この場所を常設の利用者用駐車場として早急に整備する必要が生じました。このため、指定管理者である×××と協議の結果、冬には利用者が減少するが、また春には利用者が増加するため、本工事を行うことによって、年度内に駐車場整備を完成させることとしたものでございます。本工事は、工事中のマリーナ地区陸開・防潮堤整備工事（現工事）区域内を施工するものであり、現工事と輻輳することから、当該施工中の者に工事を施工させることにより、工期の短縮、経費の節減、工事の安全、円滑かつ適正な施工を確保することができることに加え、現工事の路盤工と本工事の表層工で一体的な舗装を行う必要がございますので、分割施工は困難であります。以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき、現工事である陸開・防潮堤整備工事をJVの親となる構成員で受注しており、現地を熟知している×××と随意契約をしたものでございます。

契約金額は556万2,000円、落札率は99.8%となっております。

入札の経緯及び結果は、2ページの見積もり書取書のとおりです。1者随意契約のため、見積もり合わせを実施し、2回目で決定しました。

3ページに工事起工概要書、4ページ、5ページに工事数量総括内訳表、6ページにつきましては、随意契約関係の内容ですので、説明を省略させていただきます。7ページの工事成績評定表ですが、評定点は78.4点です。8ページ以降は、位置図、平面図、標準横断図、完成写真となっております。

以上、審議案件の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員

それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたら、よろしく申し上げます。

○委員

今ご説明のあった2ページの見積もり書取書、1者随意契約のため、見積もり合わせで2回やったという、お話だったのですけれども、要するに、最初出してもらって、予定価格になっていないので、2回目やってもらうということで、これ3回目とかまで言うので

すか、2回で普通は終わるものですか。見積もり合わせてというのは。システムの問題として知りたいだけなのですか。

○説明者

原則は2回ということ。

○委員

2回で終わらせるようにできているという感じですね。わかりました。

○委員

本体工事というか、もともとマリーナ部分の整備というのは、いつごろから始まっているのですか。

○説明者

この陸開・防潮堤工事、こちらは平成30年8月10日からが工期でございます。

○委員

このときの工事の内容に、当該部分の舗装工事というのは、含まれていなかったということですか。

○説明者

含まれていなかったです。

○委員

それ平成30年ですよ。これ、この工事を急いでやらなければといったのが30年12月ですよ。その間に、マリーナの利用者が急増したのですか。

○説明者

マリーナのクラブハウスがありまして、そこに10月にレストランが進出して、それをきっかけに、マリーナの利用者が非常に増加したということで、もともとの設計をやっていたときは、気候が6月ですので、その時点においてはレストランの計画というのがまだわからなかったんですけれども、その後レストランが入って、10月に入るようになって、それから非常に人が多くなって駐車場が今度は足りなくなったと。そして、仮設駐車場は碎石で工事中だったので、非常に駐車場も少ないし、レストランのお客さんが碎石のところにいつもいつも来ているというのは望ましくないという判断と、当然、×××のほうからも、これをきっかけに舗装をしてほしいという要望がありまして、それで、冬の間は、お客さんは若干少なくなるんですが、ゴールデンウィークに近くなってくると、どんどん人がふえてくるということで、この工事をやっているところなので、一緒に舗装してしまうのが、一番効率的でもあるし、そこに間に合わせるということが県にとっても一番望ましいということで、急遽舗装工事だけを随意契約で追加したという形でございます。

○委員

その点に関して、ちょっとよろしいですか。×××は、×××のフェリーとか扱っているのだけれども、中にレストランができるということは、ここも関わっていると思うのです。そうしたら、その情報というのは、前もって入らないものなのですか。

○説明者

5月の段階では、×××も、誘致はしていたのですが、10月に入るということは、その時点においては、情報がやはりなかったということで、最初から入れることができなかった、調整できなかったということです。

○委員

レストランができれば、当然、マリナーを実際に使用している人だけではなくて、観光客も。

○説明者

外部からも自由に入れるレストランですので。

○委員

そうですね。いらっしゃいますよね。

現実的には、これ足りているのですか。台数的に。台数的な問題も何となく心もとないような気がするのですけれども。

○説明者

やはりイベント、大きなイベントがあるときは、仮設駐車場を使わざるを得ないのですが、通常であれば、足りていると。あと、もし足りなくなった場合は、近くの駐車場を使うということになると思いますが、通常は、今のところは大丈夫ということでございます。

○委員

あともう1点だけすみません。技術的というか、構造的な点で、ここは海岸の近くですよ。これで見ますと、碎石の路盤工と上に5センチのアスファルト舗装、これは結構弱くはないのですか。大丈夫なのですか。

○説明者

もともとのマリナーで舗装して駐車場があるのですが、そこがこれと同じ舗装でやっていて、これまで大丈夫だという実績があるので、それを反映して、海岸に近くても、今までのところが大丈夫であれば、この舗装で十分もつだろうと。

○委員

特別この場所に関して、地耐力をはかったり、そういったことはされていないということですか。

○説明者

こちら通常の工事と同じ手法で、その地耐力をはかるのはもちろんやっていますので、それで現地で同じ地耐力が出ているということです。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○委員

あとは、ほかになれば、この案件はこのぐらいに。ご説明ありがとうございました。

○説明者

それでは、続きまして、6番の審議案件でございます。

×××港区第3埠頭港湾関連用地舗装工事（その8）につきましてご説明いたします。まず施工場所につきまして、18ページをお開きください。

こちらが、全体の×××港区の計画位置図になっていますけれども、×××港区の中央にあります第3埠頭地区でございます。

工事の内容ですが、20ページ、21ページの写真をご覧いただきたいと思います。第3埠頭地区の港湾関連用地に、完成自動車の保管場所であるモータープールを整備する舗装工

事を行ったものでございます。

それでは、1ページに戻っていただきまして、審議事案の説明書でございます。

入札方式は、一般競争入札でございます。

工事名は30県単×××号外1合併、第3埠頭港湾関連用地舗装工事（その8）でございます。

工事種別は舗装工事です。

工事場所は×××港区、×××地内です。

工事概要は、表層工、上層路盤工、下層路盤工、ともにA＝1万3,420平方メートル、給水工、N＝1式となっております。

ここで、お手数ですが、19ページの平面図をお開きください。

モータープール全体のうち、着色してある箇所が本工事の範囲となっております。

1ページに戻っていただきまして、入札参加資格についてでございます。

入札参加資格者名簿に登録された舗装工事の格付がA等級であること、主任技術者、または監理技術者につきましては、1級土木施工管理技士または2級土木施工管理技士（土木）の資格を有する等、舗装工事について、建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者になり得る者を専任で配置できること。また、地域要件としましては、×××事務所、または×××事務所管内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があることとしてございます。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由ですが、当工事は重要な港湾施設のインフラ整備であることを踏まえまして、舗装工事につきましては、災害で被災した場合、早急に復旧が必要となるため、災害発生時における地域の復旧活動等を担う地元建設業の健全な育成の観点等から、標準ブロックの×××事務所、または×××事務所管内に、主たる営業所（本店）があることを地域要件として参加資格を設定し、応札可能者数が24者になりました。

入札参加資格確認申請者数は11者で、全ての申請者について参加資格があることを確認いたしました。

契約金額は6,469万2,000円でございます。

入札の経緯及び結果の欄ですが、本工事の入札は、分割発注の一般競争入札であり、とりおり入札の2件目に入札したものでございます。

入札参加者は、1件目の受注者が無効になったことと入札辞退が1者ありまして、9者となっております。×××が落札しております。

予定価格は税抜きで6,309万円。

最低制限価格は5,678万円に対しまして、入札金額は5,900万円で、落札率は94.9%となっております。

次のページをご覧ください。

2ページでございますが、入札書取書になります。下の表ですが、落札結果は無効及び辞退の2者を除いた最低額が×××となり、落札者に決定いたしました。

続きまして、3ページに工事起工概要書、4ページに工事数量総括（内訳）表、5ページ以降、14ページまでが、入札公告、15ページが契約内容の公表となっております。

次に、16ページ、変更契約の内容の公表でございます。

表中央の契約金額ですが、税込みで132万8,400円の増額変更を行ってございます。変更の理由といたしましては、再生砕石が工場で不足し、材料確保が不可能であったため、下層路盤材を新材に変更したこと、地盤の支持力を求める現地試験、CBR試験の結果を踏まえまして、舗装構成を変更したこと、埠頭利用者と協議の結果、給水工事を追加したことで変更してございます。

続きまして17ページでございます。

工事成績評定結果でございますが、評定点は80.6点でございます。

18ページ以降は、地図、平面図、完成写真となっております。

以上、審議案件の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員

では、ただいまの説明につきまして、皆様からご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○委員

変更契約のほうでの概要なのですが、埠頭利用者と協議の結果、次のとおり給水工事を追加すると。それは、具体的にどのような工事の追加になるのですか。

○説明者

使用者の埠頭の利用者のほうが、休憩所と完成自動車の洗車場等を配置する計画がありまして、それがぎりぎり計画をしていたということで、当初発注時点では、計画が決まっていなかったのです、場所とかも正確なところがわからないということで、そこに水を引こうと、上水道を引こうという計画なのですが、その給水量とか、ルートとかが決まっていなかったために、当初設計に盛り込むことができなかった。非常に急ピッチでモータープールをつくってしまっていて、利用者のほうも、並行してというのはあるのですが、3月に間に合わせるぎりぎりのタイミングを見て、いろいろ休憩所をつくる、洗車場はやっぱり必要だろうとか、そういうことを実際に並行して進めていたということで、こちらが舗装をやるに当たって、それを準備しているうちに図面を何とか出しますからということでやっていたのですが、当初の段階において、盛り込めなかった。図面ができていなかったということです。

○説明者

補足しますと、この工事を起工したのが、10月3日でございます、埠頭利用者から、こういうふう給水を引くよってという図面の提供があったのが11月5日となっております。約1か月後、入札手続中ということで盛り込めなかったということです。

○委員

工期をずらして、その辺調整するということもなかなか難しかった。

○説明者

この引き渡しが、3月までにつくらなければならなかったという経緯がございまして。

○委員

ぎりぎりだったと。

○説明者

はい。ぎりぎりです。

○委員

あともう1点、やっぱり変更契約の内容で、下層の路盤材、調達ができなかったということですね、材料の確保ができない。これは、請け負った方の言い分というのは、変な言い方ですけども、そういうことですよ。

○説明者

これについては、検索システムがございまして、そのシステムで、どの工場でどのぐらいの数を保管しているかというのを調べることができます。実際、その提出は求めて、ちゃんとないことを確認して。

○委員

ないことはないのでしょうかけれども、私が知りたいのは、施工者のほうで、それとも指定して、これをRC-40でやってくれというような指定があつて。

○説明者

県の当初の設計は、

○委員

内容はこれだったから。

○説明者

必ずあの再生砕石で起工することになっていまして、それで、実際には起工してから、再生砕石があるかどうかというのを確認して、ない場合は、新材に変更することができるということになっています。それでこの再生砕石調査システムというのを県のほうでこういうようなシステムをつくりまして、それで実際に、本当にその時点にあるかどうかということを確認して、あれば再生砕石を使う、なければ新材に変更するというようなことです。できるだけ再生砕石を県としては使いたいのので、いろいろなところ、いろいろ工場に、一斉に聞けるシステムで、業者さんが特定のところとつき合いがあると思いますが、そこのおつき合いのところになくても、このシステムでいろいろな工場に一斉に聞いて、あればそれを使ってくださいというようなことです。それを使っても、この時点において再生砕石を手に入れることができなかったという結果が出たということで、新材に変更せざるを得なかったということです。

○委員

ということは、施工会社さんの責任ではないということですか。

○説明者

ではないということです。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○委員

再生材と新材ってコストはどれくらい違うのですか。

○説明者

それは数百円です。

○委員

今回、路盤工の厚さが減っているのですよね。だから、その分は減なのだけれども、新材に変えた部分のコストが増えて、プラス給水工事だから130万円、そういう理解でいいですか。

○説明者

この路盤工としては、トータルのには減額。

○委員

ちょっと1点だけ。表の見方を参考までにお聞きします。

6ページなのですが、ここに、今回の舗装工事を8本に分けて全部入札されて、①から⑧までが入札の順番なのですかね、開札して確認するときの。そうすると、11者あると、大体8者ぐらい、ここで、とりおりでしょうから。そういうことになるのですか。

○説明者

そうです。今回は。

○委員

これは2番目で。

○説明者

そういうことです。全体で24者の入札可能者はいたのですが、11者しか応札はしてこなかったもので、結果としては8者ということになります。

○委員

ここでは資料がないからわからないのでしょうかけれども、同じ受注者なのですか、大体。

○説明者

受注者は全て同じです。

○説明者

1者ずつ、無効になるという形に。

○委員

その2ページの表を見ていると、ほかのところは比較的高めになっているから、この××さんだけ、ぴよんと抜けたかなという気がしたものですから。よくある話なのですか。

○説明者

積算の精度が上がっていますので、諸経費のほうでどれだけ頑張れるかということだとは思いますが。

○委員

わかりました。ほかに何か。なければこれで。ご説明ありがとうございました。

○説明者

×××でございます。どうぞよろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員

では、7番目の審議案件につきまして、×××のほうからご説明よろしく願いいたします。

○説明者

資料ナンバー7になります。まず1ページをご覧ください。

審議事項説明書でございます。

入札方式は一般競争入札。

工事名は、30県単×××号、交通安全施設工事でございます。

工事の種別は、とび・土工・コンクリート工事で工事場所は、×××線×××地内外で

ございます。詳しい位置につきましては、18ページに位置図を載せておりますので、そちらをお開き願います。工事箇所は2工区となっております。図面の左下が1工区であり、×××線×××地内で、×××駅南側の市街地区でございます。図面の上、中央部が2工区であり、×××、×××地内で、×××ニュータウン入口交差点付近でございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただきます。

上から5番目の本工事の工事概要でございますが、交通安全施設工事N=1式、生活道路用柵設置L=131メートル、転落防止柵設置L=90メートルでございます。交通安全施設とは、道路交通車両や歩行者の事故防止を図るための施設でございます。具体的には、ガードレールや転落防止柵等の防護柵類、カーブミラーや視線誘導標等の附属施設類、センターラインや横断歩道などの区画線類、道路の案内標識などの道路標識類及び道路照明灯等がございます。これらのうち、道路標識類の速度規制や駐車禁止等の規制標識や区画線類の横断歩道や黄色のセンターライン等は、公安委員会が所管してございます。当該工事は、防護柵の新設と更新の工事でございます。

1工区が生活道路用防護柵設置であり、歩道への車両の誤進入防止を目的とした車両用防護柵を歩道と車道の境界部分に設置するものでございます。工事箇所は、×××の市街地であり、道路の幅員も狭く、幅員等の再整備が見込めないことから、市街地対応の車両防護柵を設置してございます。

2工区は、転落防止柵設置であり、歩道と隣接土地等に高低差がある箇所に歩行者の転落防止を目的とした柵を設置するもので、工事は老朽化のための更新工事でございます。

次に、入札参加資格については、とび・土工・コンクリート工事について、入札参加資格名簿に登載されていること。過去10年度以内に、県内において竣工した公共団体等が発注する交通安全施設工事を元請として施工した実績があること。次に、1級土木施工管理技士の資格を有する等、とび・土工・コンクリート工事について、建設業法第26条に規定する主任技術者になり得る者であること。最後に、茨城県内に建設業法に基づく営業所(本店)があることでございます。

入札参加資格設定の経緯及び理由につきましては、当該工事は、現道上の歩道に、生活道路柵及び転落防止柵を設置する交通安全施設工事であり、通過車両や自転車、歩行者等に対する交通規制を伴う安全管理と施工・品質管理が重要な工事でございます。このため、当該工事と同等の施工実績があり、茨城県内に営業所(本店)を有する者による一般競争方式で入札を実施したものでございます。応札可能者数につきましては過去10年度以内に、県内では当該工事を元請として施工した実績の登録を確認した結果、23者が該当するものでございます。

次に、入札参加資格確認申請者数及び参加資格確認結果につきましては、15者の申請があり、15者全員とも参加資格を有しております。

一番下の欄になりますが、入札の経費及び結果につきましては、入札参加者は参加申請者15者全員が参加しており、×××が落札をしております。

落札の状況でございますが、予定価格1,075万円、最低制限価格933万円に対しまして、入札金額934万円でございます。落札率は86.9%となっております。

続きまして、16ページをお開き願います。

変更契約の内容でございます。この工事におきましては、変更理由の欄に記載のとおり、

本工事発注後に地元警察署の笠間署から交通危険区間のガードレールの設置の要望があったため、本工事において、変更、追加したものでございます。これにより、変更の見積もり合わせを実施し、契約額を124万2,000円の増額の変更をしております。

続きまして、17ページをお開き願います。

当該工事は、平成31年1月16日に完成となりまして、検査の結果、工事成績評定は75.6点でございました。

最後になりますが、資料の最後のページになりますが、22ページをお開き願います。

写真につきましては、参考までに1工区の×××線のを添付させていただいておりまして、歩道への車両の誤進入を防止を目的とした車両用防護柵を歩道と車道の境界部に設置したものでございます。

以上、簡単ではございますが、審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○委員

では、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたら、よろしく願います。

○委員

変更契約なのですが、まず最初に事前に警察署と打ち合わせとか、そういったことはないのですか。

○説明者

うちの×××を管轄する3警察、×××、×××、×××、3警察があるのですが、これ工事発注後に、緊急でという形で要望があって、緊急性が高いという判断を私どものほうでいたしまして、今回の工事で対応したという経緯でございます。

○委員

事故か何かでもあったのですか。

○説明者

ちょうどカーブの箇所、下側の道路、田んぼの箇所なのですが、転落事故という事件ということで、×××さんのほうからは情報が入っております。

○説明者

当然、意見交換等はやっているのですが、せっかくやっているのであれば、早急という形で今回対応させていただきました。

○委員

わかりました。あともう1点、ガードレールの設置は、その追加になった部分というのは、どのぐらいのメートル数ですか。

○説明者

131メートルばかりだと。

○委員

131メートル追加。

○説明者

はい。

○委員

それで124万2,000円の増。ありがとうございます。

○委員

例えば、この22ページの写真を見ますと、今回新しくつくったのは、ここの部分になりますよね、それで反対側は最初からあるわけではないですか。そうなってきますと、どういう優先順位で、ガードレールの設置箇所というのは決めていくのでしょうか。

○説明者

これは当然、交通量というか、歩行者が多いところなのですが、予算の関係で、どうしても今回は後回しというか、今になってしまったということでございます。ですから、本当に危険な場所というのは数多くあるのですが、やはり予算との関係で、今回の場合については、今委員がおっしゃられたほうを優先して、あとは順番が回ってきたというのはちょっと語弊があるのですが、必要だということでの判断でございます。ですから、全て判断できるものをその年に全てやるけど予算がないということで、こういうふうな対応をさせていただきます。

○委員

やっぱり自治体や警察からの要望でぱっと入ることもあるし、結構不測な、予定どおりできるものではないということなのですか。わかりました。ありがとうございます。

○委員

では、それに関連していいですか。1点だけ。優先事項というのは、やっぱり子供たちの通学路で、主に使うであろう側というような、そういうふうなお考えで進めている等ありますか。

○説明者

地元のかたの要望もたくさんありますので、そこに全て今一気に応えられていないというのが正直なところでございます。

○委員

ほかには、なければ、これでこの議案、終わらせていただきます。ご説明ありがとうございました。

そうしますと、とりあえず予定表で次の方の準備もありますし、ここで休憩をとります。一応予定だから、3時まで休憩させていただきます。

午後2時41休憩

午後2時52開議

○委員

それでは、一応3時までの予定だったのですけれども、皆さんおそろいなので、再開して。では8番目の審議案件につきまして、×××のほうからご説明をお願いします。

○説明者)

×××でございます。どうぞよろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、資料ナンバー8、×××事務所発注の工事名、道路改良舗装工事の説明を始めさせていただきます。

まず資料の21から23ページでございますが、工事箇所の位置図、平面図等を添付してお

りますので、ごらんください。×××線につきましては、×××を起点に×××を終点とする県道でございます。このうち、×××から×××までの延長1,600メートル区間は歩道が未整備のため、歩道整備事業を進めている区間となります。

今回ご審議いただきます本件工事につきましては、工事箇所周辺は×××小学校の通学路となっております。道路が狭く、児童が車道にはみ出して通行している危険な箇所もありますことから、歩道の整備に合わせて、車道の改良舗装を行うものでございます。

契約期間は、平成31年4月1日から令和2年2月24日までと、現在未竣工の工事となっております。

それでは、資料1ページの審議事案説明書に従いまして、審議案件のご説明をさせていただきます。

1ページでございますが、入札方式につきましては、一般競争入札でございます。

工事名は、30国補×××号、道路改良舗装工事。

工事種別は土木一式工事でございます。

工事場所は、×××線、×××地内でございます。

工事内容としましては、車道の改良舗装工事でございます。

工事概要でございますが、道路改良舗装工事、延長125メートル、幅員10メートル。置換工、体積640立方メートル、下層路盤工面積が1,201平方メートル、上層路盤工面積1,061平方メートル、基層工面積943平方メートル、表層工面積1,151平方メートルでございます。

次に、入札参加資格でございます。資格要件は5点ございます。まず1点目が、平成29、30年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に搭載された土木一式工事の格付がA等級であること。2点目が、平成20年4月1日から平成30年3月31日の期間に、道路改良工事または道路改良舗装工事を元請として施工した実績があること。3点目といたしまして、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限ること。2点目と3点目につきましては、①といたしまして、施工地域は茨城県内。②発注機関は国、地方公共団体、または特殊法人等としております。続いて、4点目といたしましては、次に掲げる要件を満たす主任技術者または監理技術者を配置できることとしており、一つ目が、1級土木施工管理技士または2級土木施工管理技士（土木）の資格を有するなど、土木一式工事について、建設業法第26条に規定する主任技術者または監理技術者になり得る者であること。二つ目が、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であることとしております。5点目といたしましては、×××事務所管内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があることとしております。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由でございますが、本工事は、×××線における道路改良舗装工事でありまして、現道の供用部において、拡幅改良及び舗装を行う工事であることから、先ほど説明いたしました施工実績要件を付すことといたしました。この資格要件によりまして、応札可能業者は34者ございました。

次に、入札の経緯及び結果でございます。平成31年2月22日に公告を行ったところ、12者から入札参加資格確認申請があり、参加資格を確認した結果、12者全て参加資格ありと確認いたしました。同年3月20日に開札した結果、参加資格のある12者による競争入札となっております。入札結果につきましては、2ページの中段の落札結果欄をご覧ください。

12者のうち、最低制限価格を下回り失格となりました業者が4者ございました。残り8者のうち、入札価格の一番低い×××を落札者として契約を行いました。予定価格は税抜きで2,801万円、これに対しまして、入札金額は税抜き2,469万円、落札率は88.1%となっております。

次に、契約変更についてご説明いたします。

本工事につきましては、現在までに、2回の変更を行っておりまして、資料の19ページ、それから20ページにございます契約内容の公表をご覧ください。表の下のほうに、変更の理由の欄がございまして、その内容につきましてご説明いたします。

まず、19ページ、平成31年4月の変更契約では、平成31年3月の労務単価の特別措置に基づきまして、設計変更を行っております。こちらは技能労務者の適切な賃金水準を確保するために、労務単価の差額分につきまして、増額変更を行ったものでございます。

次に、20ページの変更契約内容についてですが、こちらは令和元年11月に変更契約を行っており、変更理由といたしましては、令和元年10月1日より、消費税率が8%から10%となったことから、差分の2%について、消費税及び地方消費税の税率改正に伴う建設工事請負契約等の変更に係る事務処理についての通知に基づきまして、増額変更を行ったものでございます。

最後に、本件工事は現在施工中のため、工事成績評定通知書は載せてございません。

以上で審議事案の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員

では、ただいま説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたらよろしく願いします。

○委員

工事の区間なのですけれども、平面図で125メートルと入っていて、このほかに、これまでに施工されたものとこれから施工予定とかはございますでしょうか。

○説明者

これ全体延長で1,600メートルのうち、既に800メートルが整備済みでございまして、今回の工事で125メートルの完了を予定しております。まだ、残工事が残っております。

○委員

何年ぐらいを。

○説明者

それは、予算のつきぐあいによって、今のところは何とも言えないところです。

○委員

その間は、先ほどの説明で、通学路でちょっと道の幅員が余りなくて、子供たちの歩道がないような状況だというようなことで、そういったところをある程度重点的に考えていらっしゃるということよろしいでしょうか。

○説明者

はい。

○委員

ありがとうございます。

○委員

ほかには。どうぞ。

○委員

入札参加資格設定の経緯及び理由の二つ目の丸のところ、最低制限価格を設定する理由として、いわゆるダンピング受注を防止し、本件工事の設定内容に適合した履行を確保するためとあるのですが、これどんな工事でも全部そうだと思うのですが、そうすると、この事由で入札するときには、全工事について最低制限価格を設定しているという理解でよろしいのでしょうか。

○説明者

全工事というよりも、予定価格が税込みで250万円以上の場合、この当時は、1億円未満について、競争入札を行う建設工事かつ総合評価方式でない建設工事については、全て最低制限価格を設定しております。

○委員

ということですか。わかりました。

○委員

ほかには。私からいいですか。

これ当初平成31年7月がたしか完成予定。それが変更になって、令和元年の11月になっているのですが、なおまだ工事中ということで、大きな変更でもございましたか。

○説明者

変更というよりも、現道での整備でございまして、埋設物が多種存在しておりました。埋設位置については、その管理者と事前に調整などを行っておりましたが、実際に試し掘りというか、試掘を行った結果、埋設状況を調査したときの位置と大きく異なっているようなところがございまして、そのさらに移設等の検討も必要でございましたので、その調整に時間を要したということです。

○委員

期間がかかって。今回、委員会で話し合っていたのですが、まだ未竣工なので、わからないかもしれません、増額など変更の予定というのはないのですか。この今の形式的な増額は別としまして。

○説明者

今のところ予定はしておりますが、大きな変更というのはないのですけれども、工事着工後にどうしても車道の幅員が狭い道路でございまして、大型車両の通行がございまして、地元の住民のほうから、危険性が指摘されてございまして、安全確保のために、その仮設のガードレールを一時的に設置する、そういうことが必要となったことがありまして、その変更が予定されております。

○委員

ほかには。

○委員

一つ、聞き逃したかもしれないのですけれども、いつごろ終わる予定になっているのですか。

○説明者

今のところ、最初の説明の中では、令和2年の2月24日までという設定になっています。

○委員

かなり延びますね。わかりました。

○委員

ほかには。なければ、これはこのぐらいにしまして、引き続き9番のほう、×××のほうで説明お願いいたします。

○説明者

それでは、資料ナンバー9、×××の工事名、道路改良舗装工事（その3）の説明をさせていただきます。

まず、資料の23ページ、24ページでございますが、当工事箇所的位置図、平面図等を添付しております。主要地方道×××線につきましては、×××と×××を結ぶ広域的な幹線道路でございます。両県の連絡強化、沿線市町村の地域振興に資する重要な路線となっております。現在、バイパスの整備といたしまして、×××から、×××までの約5.9キロメートルの整備を進めているところでございます。この区間は、農地が多いことから、幹線道路への出入りを集約するという、それから、従前の周辺道路の機能回復という観点から、バイパス本線の両側に側道を整備する計画としております。今回ご審議いただきます本件工事につきましては、側道の一部区間の道路改良舗装工事となっております。

それでは、資料1ページでございます。審議事案説明書に従いまして、審議案件の説明をさせていただきます。

1ページでございますが、入札方式につきましては、総合評価方式による一般競争入札でございます。

工事名は30国補×××号、道路改良舗装工事（その3）。

工事種別は、舗装工事でございます。

工事場所は、主要地方道×××線、×××地内。

工事内容といたしましては、×××線のバイパス整備に伴う側道の道路改良舗装工事でございます。

工事概要でございますが、道路改良舗装工事、延長1,358メートル、下層路盤工面積6,275平方メートル、上層路盤工面積、同じく6,275平方メートル、表層工面積6,030平方メートル、ガードレール設置工が延長370メートル、排水構造物工が延長10メートルでございます。

資格要件は5点ございます。まず1点目が、平成29、30年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に掲載された舗装工事の格付がA等級であること。2点目が、平成20年4月1日から平成30年3月31日の期間に、茨城県内において、国、地方公共団体または独立行政法人等の発注した同種工事または類似工事を元請として施工した実績があることとしており、同種工事については、1層当たりのアスファルト舗装面積が3,000平方メートル以上かつ1層当たり路盤面積が3,000平方メートル以上。道路舗装工事に限定し、こちらについては、同一工事内でなくてもよいが、両方とも施工実績があることを条件に付しております。なお、類似工事については、その他の道路舗装工事としております。3点目といたしましては、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限ること。

4点目といたしましては、次に掲げる要件を満たす主任技術者または監理技術者を専任で配置できることとしており、一つ目が、1級土木施工管理技士または2級土木施工管理技

士（土木）の資格を有するなど、舗装工事について、建設業法第26条に規定する主任技術者または監理技術者になり得る者であること。二つ目が、監理技術者にあつては、舗装工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であることとしております。5点目といたしまして、×××事務所管内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があることとしております。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由でございますが、本工事は、×××線のバイパス整備に伴う側道の道路改良舗装工事であり、側道を横断する排水路等の整備を含むもので、農耕車両等に対する安全管理と緻密な工程管理が求められることから、企業並びに技術者の施工実績及び経験等を評価の対象とする総合評価方式を適用いたしました。この資格要件によりまして、応札可能業者数は27者ございました。

総合評価方式による評価項目及び評価基準につきましては、資料の17ページから18ページに記載のとおりでございます。

資料の1ページにお戻りいただきまして、次に、入札の経緯及び結果でございます。

平成30年8月24日に公告を行ったところ、7者から入札参加資格確認申請があり、参加資格を確認した結果、7者全て参加資格ありと確認いたしました。同年9月26日に開札した結果、参加資格のある7者より、1者がとりおり1の工事を落札したため、残り6者による競争入札となっています。入札結果につきましては、資料3ページをごらんください。

本工事は、入札価格と価格以外の評価を総合的に評価し、評価値の一番高いものを落札者とする総合評価方式を採用しており、その結果、評価値の第1位である×××を落札者として契約を行いました。予定価格は税抜きで4,272万円。これに対しまして、入札金額は税抜きで4,070万円。落札率は95.3%。評価点が112.4点。これらを総合的に評価した評価値が2.761となっております。なお、各評価内容につきましては、資料20ページに記載のとおりでございます。

次に、契約変更についてご説明いたします。

資料21ページでございます。契約内容の公表をご覧ください。

表の下のほうに、変更の理由欄がございまして、その内容についてご説明いたします。本工事における側道の整備においては、再生砕石、RC-40により路盤を整備することとしておりましたが、工事実施段階で再生砕石指定工場から再生砕石の供給が受けられないことが判明いたしましたので、路盤材料を新材C-40に変更しております。また路体盛り土を施工したところ、側道に隣接する側溝や耕作地との高低差が大きく生じることが判明し、車両の落下が懸念されることから、ガードレールの設置、延長269メートルを追加いたしました。これらの変更に伴い、税込みで1,090万8,000円の増額変更をしたものでございます。

次に、資料22ページをご覧ください。

工事成績評定結果でございます。評定点は80.2点でございます。

最後に、資料28ページに、本工事の完成写真をつけさせていただきました。

以上で審議事案の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○委員

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたらよろしく願いたします。

○委員

変更契約内容で、側道に隣接する側溝とか耕作地との高低差が生じるということが判明しということが書いてあるのですけれども、これは路盤面の地面高さ、設定するとき、その辺の状況というのは全部踏まえて計画するものではないのですか。どうしても長い距離だと、その辺が抜け落ちになる可能性があつて。

○説明者

この区間におきましては。

○委員

269メートルって結構な長さがあるなと思いますけれども。

○説明者

この区間につきましては、幅2メートル、深さ1.8メートルの農業用排水路が隣接している区間もございまして、この区間については、車両が路外に逸脱すると、そこに落下して、事故に発展するという危険性もあったわけなのですが、地元との何かしらの転落防止対策を設計段階ではできなかつたので、発注後協議を進めておりまして、その中で、具体的な対策が協議が整ったところで設計の変更をすることといたしました。

○委員

今のお話を聞いていると、最初から変更はありきみたいなように聞こえてしまうのですが、その辺はもうちょっと計画段階で盛り込んで、適正な価格でというか、そういったことも考えられるのはベストだったのではないのでしょうかということなのですが。

○説明者

この工事は、田んぼに隣接した側道の整備工事でございます、どうしても農閑期中に、10月から3月までに現場を完成させるという必要があつたので、どちらかという、その工事優先で協議が整わないというか、数量がかたまらないまま工事優先に発注したというところがございます。

○委員

入札の内容と食い違って、入札そのものがというわけではないのですが、できるだけ事前調査というか、そういったものを適正に行っていただき、ある意味適正価格で、その辺も盛り込んでいただいたほうが、より合理的な金額になるかもしれないかなと思つたものですから申し上げました。ありがとうございます。

○委員

同じ契約内容変更のところでは恐縮なのですが、約1,100万円の増で、25%増ということですね。それで、その理由として二つあつて、一つは今、委員のおっしゃったガードレールなのですが、この再生砕石が得られなかつたという原料の変更、これの影響がどのくらいあるのかということに関心があります。要するにそれぞれの割合がどのくらいなのかという、値上げ額の中でということです。つまり、この再生砕石の供給が得られないことが、この工事に限らず多分いろいろところで予測されているところなのかなという気がしますので、教えていただけますでしょうか。

○説明者

再生砕石の供給が受けられなかつたという点につきましては、再生砕石の指定工場において、本工事、それから、この現場に関連するほかの工事において、再生砕石の需要に対

して、生産が追いつかないような状況でございました。それによって、新材、別な材料で施工せざるを得ない状況になっておりました。

○委員

いや、ですから契約金額のこの割合です。多分委員がおっしゃっていることはそういうことだと思っております。

○説明者

直接工事費に換算してみますと、全体で640万円の増となつてございまして、ガードレールについては、約230万円、碎石材料の変更については、約110万円程度です。

○委員

材料の変更は110万円程度。では、材料の変更というのは、大きな影響がないわけですね。わかりました。結構です。

○委員

今の230万円というのは、何ですか。

○説明者

ガードレールの直接工事費分の増額です。追加した分です。

○委員

そうすると、110万円と230万円足すと340万円ですよ。

○委員

最初640万円。

○説明者

あとその道路土工、道路の盛り土部分で若干の増が出ております。

○委員

ということは、それは地盤面が変わったからということですか。つくった側道の地盤面が高さの設定が変わったということですか。

○説明者

現況の高さと設計の高さと、実際に測量した結果もございましてけれども、それで高さの変更になったということです。

○委員

設計、入札前のその設定が何か不確定要素が多いような気がしてならないのですが、急ぎ施工する必要性があったということが大前提だとは思つてはいるけれども、できるだけそのような誤差が余り生じないような形で進めていただければなと思つております。

○委員

ほかになれば今日出ました、ご質問、ご意見等を参考にさせていただいて今後もよろしくお願ひいたします。

それでは、10番目の審議案件につきまして、発注先の×××のほうからご説明を。

○説明者

×××でございます。

それでは、私から審議案件10番の堰左岸ゲート設備工事について着座にて説明させていただきます。

まず事案の説明に先立ちまして、地区の概要について説明させていただきたいと思えます。資料のほうの25ページをお開き願いたいと思えます。

25ページのほうは、施工箇所の位置図になっております。施工箇所は、×××のほぼ中央、一級河川の×××に設置された農業用の取水堰で、赤丸で一応表示させていただいております。名称は×××という名称でございます。堰で取り入れた水を用水路を通じて、ピンクで着色してございますけれども、357ヘクタールの水田に水を送っております。

次に、28ページをお開き願います。28ページの写真でございますけれども、これは現況の取水堰の状況を写したものでございます。堰は、ちょっと写真ではわかりづらいのですが、油圧式の転倒ゲートの堰となっております。上の写真が、油圧によって堰が上がっている状態の現況の写真です。それから下のほうが、堰が畳んだ状態、油圧がかかっていない状態の堰の状況となっております。

堰のこの改修の理由でございますけれども、平成23年以降、油圧配管から油漏れがございます。これ当然何度か修復しているのですが、ちょっと原因のほうはわからず、引き続き油漏れがあったということで、河川管理者であります国土交通省さんのほうから、平成27年度に油漏れについて改善するよという指導を受けたところでございます。この問題を解決すべく、農業用河川工作物応急対策事業という農水省の補助事業がございまして、そちらのほうで油圧の方式から、今度はゴム製の袋を空気で膨らませるような、そういうふうな操作方法の堰に改修するものでございます。

具体的には、隣の29ページのほうをご覧くださいと思えます。この写真自体、本工事で既に製作が終わっている、その代替的な堰の写真となっております。これは堰体のほう、幅が全体で16メートルでございます。高さ、堰上げしたときの高さを言うのですが、これが1.35メートル、実質的な幅といたしましては、1.68メートルのステンレスのこういう板を立ち上げるために、下流側のほうの写真というのを見ていただくと、黒いゴム体の袋が膨らんでいるかと思えます。このように、ゴムに空気を送って、堰を立ち上げるような方式のものでございます。

続きまして、26ページのほうですけれども、こちらのほうは、上のほうは工事の平面図、それから下のほうが正面図となっております。状況を把握するには、下の正面図がわかりやすいかと思えますけれども、図面の右側のほう、こちらのほうに堰が2門ございます。要するにここが×××の部分になります。お隣に土砂吐のゲートがございまして、左側のほうに目を移していただきますと、堤防がございまして、堤防の下に操作室がございまして、この着色で赤く染めてある部分、こちらのほうが、今回の工事の対象となっております。具体的には、流れとしては図面の上のほうに、流水方向がございまして、下流のほうに向かって左側、こちらのほうの堰本体の製作と、それから据え付けを行う工事。それから、赤線で堤防の下の操作室までつながっておりますけれども、こちらのための配管工事、そしてこの操作室の中に、空気を送るためコンプレッサーを設置するわけですが、こちらのほうの製作と据え付けです。参考でございますけれども、右側図面を見て、右側の部分の堰が染まっていないというふうにごらんいただけるかと思えますけれども、これは次年度以降、片側ずつ堰のほうは直していく計画でございますので、今年度以降ですか、その中で改修を予定しております。

それでは、1ページのほうの審査事案説明書のほうを説明させていただきたいと思えます。

す。

まず入札方式でございますけれども、一般競争入札となっております。

次に、工事名でございますが、先ほどの補助事業名が入りまして、農業用河川工作物応急対策事業、×××地区、堰左岸ゲート設備工事、工事番号は430-7488-1Aでございます。

工事の種別でございますけれども、機械器具設置工事になります。

工事の場所でございますけれども、×××という場所になります。

それから工事概要でございますけれども、堰左岸取水ゲート設備と土砂吐ゲート開閉器の改修工事の内容になります。

次に、入札参加資格になります。4項目ほど条件を付しております。まず1点目でございますが、入札参加資格者名簿に登載された機械器具設置工事業種の者であること、これが1点目でございます。それから2点目でございますが、茨城県内または近隣都県において、平成15年4月1日から本入札の参加申請期間の末日までに、国、地方公共団体、独立行政法人が発注した同種工事を元請として施工し、竣工した実績があることとしております。なお、同種工事とは何かということでございますが、水門設備の製作据え付け工事でございます。次に、3点目でございますが、次に挙げる基準を満たす主任技術者または監理技術者を専任で配置できることとしております。その技術者は、平成15年4月1日から本入札の参加申請期間末日までに同種工事として、主任（監理）技術者または現場代理人として施工した実績があることとしております。次に、4点目でございますが、茨城県内または近隣都県において、水門設備の保守管理等の体制が整備された会社組織があり、かつ工事完了引き渡し後に、施設管理者などから、維持管理等の要請に速やかに対応できることとしております。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由でございますが、当該工事については、まず一級河川に設置された取水堰のゲート設備を改修する工事であり、一定水準の技術力が求められることから、同種工事の施工実績を要件としております。また、施工後の維持管理、メンテナンス等の維持管理を考えて、地域要件については、県内または近隣都県といたしました。応札可能業者数は33者となっております。

次に、入札参加資格確認申請者数でございますけれども、3者となっております。

入札参加資格確認の結果です。3者とも資格を有しているということでございます。

次に、契約金額でございますけれども、税込みで8,603万1,720円となっております。

次に、入札の経緯及び結果としましては、次の2ページのほうに入札書取書を添付させていただいておりますけれども、書取書のとおりに入札参加資格者は3者ございました。

また1ページのほうに戻りますけれども、落札者は×××でございます。

予定価格は税抜きで8,851万円、最低制限価格は7,842万円、入札金額については、7,965万9,000円であり、落札率は90%ございました。

本事案につきましては、昨年度から今年度にかけて年度繰り越しを行っている工事になります。現在も施工中となっております。3ページのほうに工事起工の概要書を添付させていただいておりますけれども、当初は、上のほうに工期と右側のほうに欄がございますが、31年の3月29日の工期でございましたけれども、それを繰り越しいたしまして、記載はございませんが、令和2年2月の28日までの工期としております。

以上で私の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員

ただいまの説明につきまして委員の皆様から、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

○委員

工期が延びた理由というのは、主にどういったことがあったのですか。

○説明者

今回の本件工事というのは、もちろんゲートの製作と据え付けなのですが、河川に据え付けるときに、河川の水が当然邪魔になりますので、河川の半分を閉め切って、ドライな状態にして、製作したものを取りつけると、いわゆる土木工事が別途発注される予定でございました。ですから、仮設で河川の水を閉め切る工事ですが、国交省さんと協議が思った以上にちょっと長引いて、実際河川の工事をやるのには、やっぱり決められた期間がございまして、出水が少ない時期ということで、11月から5月までというのが基本的な工事ができる期間となります。それが、その期間は結構遅くまで協議に時間を要したということで、施工する時間がなくなってきたと。連動するような形で、この設備工事のほうを繰り越しいたしました。土木工事のほうは、今年度協議が整いましたので、今発注済みの状態になっております。

○委員

1年ぐらい延ばすんですね。川をとめるのだから、それは大変な工事ですね。それはそのとおりだと思います。

○委員

ほかには。どうぞ。

○委員

応募可能業者数が33者に対して、実際手を挙げたのが3者ということなのですが、これがどういった要因でこういうふうにな少ないとお考えですか。

○説明者

ちょっと明確なところは私もわからないのですが。

○委員

こういう工法は余り一般的ではないのですか。何か特殊な。

○説明者

同じゲートといっても、こういう空気で膨らませる、先ほど前段でやっている油圧であったり、普通の閉め切り用のゲートであったり、幾つかタイプがあるのですが、そういう意味では、特殊性はあるかと思えます。ただ、我々も特殊性もある中で、やっぱり実績も欲しいということなので、15年、通常10年ぐらいの実績なのですが、15年まで広げないと、逆に数が出てこないの、委員おっしゃるように、絶対数としては厳しいものがあるのかなと思えます。これ10年にしますと、33者は集まりません。

○委員

逆に15年まで広げたことによって、33者に増えるということからすると、ではその昔ながらの工事であれば、そういうことでもないということですか。

○説明者

そうですね。一応ものとしては同じ。同種工事として、考えております。

○委員

直近、余りはやらない工事方法ではないのですか。

○説明者

逆にこの今のこういう形式の堰というのは、増えてきている傾向があります。

○委員

今も変わらず余り手が変わらないというのは。

○説明者

川の堰自体の数も限られたものがございますので、大体ほとんど水利権といいますか、権利が張りついたところで、河川だともう既に堰がある状態なので、では新設というのはほとんどあり得ないので、こういうような改修のときで、形式を変えるとか、そういう条件がつかないと、なかなか出てこないのかもしれないです。

○委員

ほかには。

埼玉の業者さんが落札されているのですが、県内では何社かあるのですか。

○説明者

県内業者が、県内の純粋な業者というとなら1者だけになってしまうのですけれども。あと、営業所ということで、県外の業者が茨城県内に営業所がある業者が、一応9者ぐらいあるということ。

○委員

営業所としてあるのですか。

○説明者

ただ、それでも10者程度なので、少ないです。

○説明者

これもやっぱり地域を近県まで広げて。ただ、余り広げ過ぎてしまうと、何かあったときも、来てもらうには余り遠いと、緊急性が保てないというか、対応できなくなってしまっている。

○委員

それで近接地域、近隣と。

○説明者

競争力も図りたいのですが、やっぱりそういうメンテナンスの部分のところも考えないと。

○委員

×××だったら、多少西だから、近いといえば。近県といっても、×××とかよりは近いかもしれませんね。

○委員

わかりました。では、ほかになければこの案件はそのぐらいで、どうもありがとうございました。

○説明者

×××でございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。失礼ながら、座って説明させていただきます。

○委員

では、最後の11番目の審議案件につきまして、×××のほうからご説明をよろしく願います。

○説明者

まず審議事案の説明に入らせていただくその前に、事業の概要のほうから説明させていただきます。

22ページの位置図をご覧ください。この工事につきましては、×××地内でございまして、基幹水利施設ストックマネジメント事業×××用排水機場地区として実施しております。

この図面の説明をさせていただきます。図面の左側のほうにあります丸でPを囲ったマークが機場でございまして、ピンクで着色している区域が排水受益地、239ヘクタールほどございます。また、そのうち斜線で網かけされている区域が用水受益で164ヘクタールほどございます。また、基幹水利施設ストックマネジメント事業の説明でございしますが、この事業は、老朽化した農業用水利施設の長寿命化を図るためのものでございまして、×××用排水機場地区におきましては、揚水及び排水のポンプ等の補修、更新を実施する計画でございまして。なお、この×××用排水機場につきましては、設置後34年ほどを経過しております。この事業は、平成29年度に事業を開始いたしまして、平成30年度から、今回ご審議いただきますポンプ設備の補修、更新工事に着手しているところでございます。

次に、工事の概要についてご説明させていただきます。

23ページの平面図をご覧ください。

今回、審議案件となっています工事は、赤色で着色したポンプ設備の補修更新でございまして、中ほどのものが電動蝶型弁となっております。下のほう、赤く四角く染まっているのが、ポンプの受配電盤ということで、2面の補修、更新のほうを行ってございます。具体的な写真といたしまして、24ページにつけておりますので、ご覧ください。24ページの上段の写真がポンプの受配電盤の更新の前後となっております。左側が施工前で完成したのが右側でございまして。以下の写真も同じような並びになってございまして、24ページ下段の写真は排水用の2号ポンプ、電動バタフライ弁の更新の前後でございまして。写真の見出しが電動バタフライ弁となっておりますが、こちらは電動蝶型弁の別の呼称となっております。統一されておらず、申しわけございませんでした。

25ページの写真をご覧ください。

25ページ上段の写真は、ポンプを冷却するための取水ポンプの更新の前後の写真となっております。特に、ポンプの羽は、高速で回転し、その軸受け等が熱を持ちますので、それを冷却するためのポンプでございまして。下段は、附属する小配管等の工事の前後の写真となっております。

それでは、1ページにお戻りいただきまして、審議事案説明書に基づきご説明させていただきます。

まず入札方式ですが、一般競争入札でございまして。

次に、工事名ですが、基幹水利施設ストックマネジメント事業、×××用排水機場地区ポンプ設備その1でございまして。

工事種別は、機械器具設置工事。

工事場所は、×××でございます。

工事概要は、ポンプ受配電盤更新2面、2号ポンプ電動蝶型弁更新1台でございます。

入札参加資格ですが、4点ほど条件を付しております。1点目は、平成29年度、30年度建設工事入札参加資格者名簿に、機械器具設置工事業種として登載があることとございます。2点目は、茨城県内におきまして、平成15年4月1日から、本入札の参加申請期間の末日までに、国、県、市町村、独立行政法人、公益民間企業が発注した同種工事を元請として施工し、竣工した実績もあることとしております。なお、同種工事とは、水中ポンプを除く農業用の用排水ポンプの設備工事といたしております。3点目は、茨城県内におきまして、ポンプ設備の保守管理等の体制が整備された会社組織、こちらは同系列会社のサービス組織も含んでおります。その会社組織があつて、かつ平成15年4月1日から本入札の参加申請期間の末日までに、茨城県内の維持管理の実績があり、工事完了・引き渡し後において、維持管理等の要望に速やかに対応できることとしております。4点目は、技術者に関するものございまして、平成15年4月1日から、本入札の参加申請期間の末日までに、同種工事において、主任または監理技術者、あるいは現場の代理人として施工した実績としております。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由でございますが、土地改良区が管理している県営造成施設の設備を更新するものございまして、ポンプ設備等の知識や技術とともに、維持管理体制の維持も引き続き必要となるために、県内での企業、技術者の技術力及び工事の実績に加えまして、維持管理の実績も要件といたしました。結果、応札可能業者数は14者となりました。

また、入札参加資格確認申請者数でございますが、こちら2者となっております。

次に、入札参加資格の確認結果でございますが、2者とも資格ありでございました。

契約金額は税込みで3,564万円でございます。

入札の経緯及び結果でございますが、入札参加者は2者となつておりまして、落札者は、×××でございます。

予定価格は税抜き3,405万円、最低制限価格は税抜き3,064万円、入札金額は税抜きで3,300万円ちょうど、落札率は96.9%となっております。

審議事案説明書に関しましては以上でございます。

2ページのほうをお開きください。

添付資料といたしまして、2ページに2者が応札した際の入札書取書をつけてございます。

3ページをお開きください。3ページは、工事起工概要書でございます。

4ページをお開きください。4ページから7ページかけましては、積算の内訳書でございます。

8ページをお開きください。8ページから17ページにかけましては、入札公告の写しとなっております。

18ページをお開きください。18ページは、契約内容の公表でございます。

次に、19ページをお開きください。19ページは変更契約内容の公表でございます。

変更理由につきましては20ページに載せてございます。20ページをご覧ください。変更理由といたしましては、令和2年度以降に、工事を予定しておりましたポンプ冷却のため

の電動ボール弁及び場内排水、場内にたまった水を抜くためのポンプに、突然、異音や水漏れなどの不具合が発生いたしました。そのまましておきますと、ポンプ故障の原因となるために、当該機器及び附属する小配管工事を追加したものでございます。

21ページをお開きください。21ページが、工事成績評定結果表でございます。評点は75.5点となりました。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○委員

それでは、ただいまの説明につきまして委員の皆様から、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○委員

変更理由書の中で、平成32年度以降に工事实施予定だった電動ボール弁及び取水ポンプ、これが今回の工事の箇所でもあるわけですか。

○説明者

当初はなかったのですが、追加で工事を入れたものです。変更です。

○委員

ということは、この電動ボール弁及び取水ポンプのまた別な場所があるわけですね、この図面の中でいうと。

○説明者

はい。図面で行きますと、23ページの図面でご説明いたしますと、この丸い、これ自家水ポンプと書いてあるものと中ほどの下の丸で示されているところですね。

○委員

はい、取水ポンプ。

○説明者

はい。あと右側、右下の取水ポンプと書いてあるものですね。こちらの2カ所を変更で追加しております。

○委員

これ、赤で染まっているということは、当初予定のポンプではなかったのですか。赤で染まっている場所は工事予定ではなかったのですか。

○説明者

これは、今回説明するために、少し加筆してしまったものなので。当初設計したとき、当然染まっていませんでした。

○委員

では、変更前は、ここは染まっていなかったのですね。

○説明者

すみません。そうです。本来ここに示すものではなかったですね。

○委員

そういう意味なのですか、なるほど。本来やるところ、平成32年度以降にやろうと思っていたところが、急遽壊れてしまったと。そういうことですか。わかりました。

では、平成32年度以降の工事には、この部分は省けるという。

○説明者

そうです。前倒しで施工しましたので、省けます。

○委員

省いた形でまた工事が進んでいくのですね。わかりました。ありがとうございます。

○委員

ほかに。どうぞ。

○委員

この入札に参加した×××という会社は県内の会社ですか。

○説明者

×××は、×××に本社がある会社です。

○委員

この応札可能業者の14者のうち、県内に本店がある会社というものは。

○説明者

県内は6者です。メーカーが8者で、代理店等が6者となっています。

○委員

この5者は参加されなかったということですよ、そうすると。

○説明者

はい。

○委員

余り魅力的な工事ではなかった。

○説明者

新規でつくるのであれば、結構皆さん参加、入札参加されると思うのですがけれども、一旦でき上がっている施設の補修更新ですから、やりづらいということもあってなかなか手を挙げてもらえないというのが実情です。

○委員

もう一つ。維持管理の実績も要件としたと書いてありますよね。これは県内にあったほうが便利とか、そういう40万円の差なのかな、税抜きで。県外の業者ですよ。今回、受注されたのは。

○説明者

そうですね。×××は地元で×××は事務所が茨城県にあるということで入札してはいるので、どちらの会社さんも、既に県内でやられていますので、そこについては応札した方は対応できるという条件にさせていただいています。

あともう一つ、入札をしているときに、そのサービスの状況も出してもらい確認させていただいています。

○委員

わかりました。

○委員

ほかに。特になければこの議案はこの程度ということで。ご説明ありがとうございました。